

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合石巻渡波店・薬王堂石巻渡波店  
石巻市後生橋1-3

### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘  
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2  
株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 辰弘  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地

### 3 市町村の意見の概要

#### (1) 環境保全上の意見について

##### イ 騒音に関する事項

早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。特に近隣住宅地への対策は十分に講じること。

##### ロ 振動に関する事項

届出書には振動に関する項目はないが、今回新たに設置する空調室外機及び冷凍機室外機は原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合がある。振動の特定施設について確認し、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。

##### ハ 公害に関する事項

屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な公害対策を講じること。

##### ニ その他の事項

近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。

近隣住宅地の生活環境及び農地に悪影響等が確認された場合には、早急かつ適

切に対応すること。

事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと（立地後の問題発生を未然に防止するためにも近隣住民から理解を得ることが不可欠である）。

また、新たに薬王堂側に設置する荷捌き場及び搬出入口付近は、既存人家に非常に密接しており、先に示した項目に関して十分に注意を払い、対策を徹底すること。

#### (2) 教育委員会の意見について

届出のあった店舗は、石巻市立万石浦小学校及び同中学校の学区内であり、日頃から周辺の交通量は多い状態であったが、東日本大震災後は他の商業施設が減少したことから、これまで以上に買い物客が訪れるようになり交通量は年々増加している地区である。

石巻市立万石浦小学校及び同中学校では、日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員が巡回するなど実態をつかみながら具体的に児童生徒に指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、ますます交通量の増加が予想され、登下校中の児童生徒の交通事故の発生が憂慮される。

このことから、同駐車場出入口付近の誘導員の配置及び同店周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。

#### 4 地域住民等の意見の概要

なし

#### 5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

#### 6 縦覧期間

平成30年11月16日から平成30年12月17日まで（ただし、閉庁日を除く。）